

大槌町告示第 131 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 8 月 4 日

大槌町長 碓 川



1 都市計画の名称

大槌都市計画安渡地区地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

岩手県上閉伊郡大槌町安渡二丁目及び安渡三丁目の各一部

3 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課